

和歌山市市産品登録制度

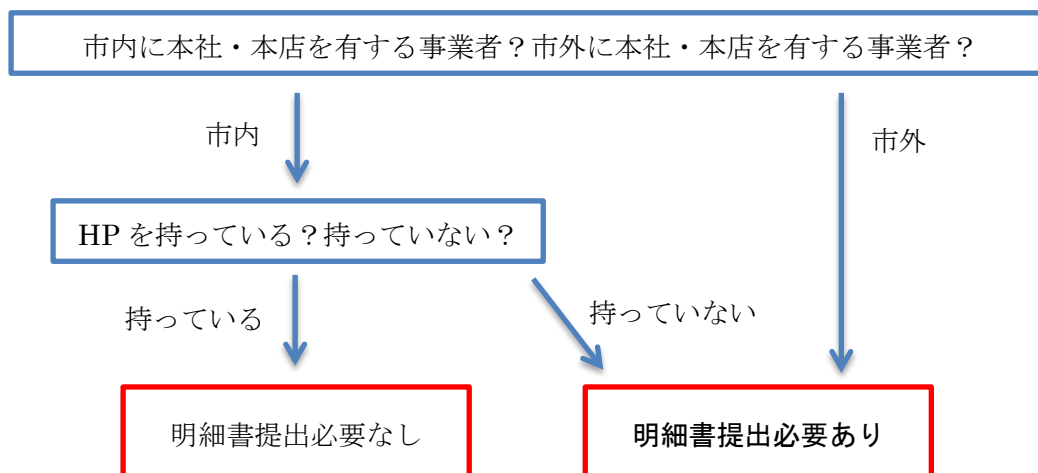
申請に関する説明書（提出書類一覧・記載方法・分類表）

1 提出書類一覧

提出書類名	説明
<input type="checkbox"/> 市産品登録申請にあたっての確認書	申請要件や留意事項について確認してください。
<input type="checkbox"/> 和歌山市市産品登録申請書	記載方法は後述の【2 申請書の記載方法について】を参照してください。
<input type="checkbox"/> 和歌山市市産品登録品目明細書	提出が <u>必要な場合と必要でない場合があります</u> 。本表下のチャート図をご参照いただき、必要な場合のみご提出ください。 また、記載方法は後述の【3 登録品目明細書の記載方法について（提出する必要のある場合のみ）】を参照してください。
<input type="checkbox"/> 製造している製品や資材の内容・規格等について確認できる書類	例) 製品や資材のパフレット等
【市内に本社・本店を有する事業者の場合】 <input type="checkbox"/> 市内に本社・本店を有することを確認できる書類	例) 本社・本店の所在地が記載された事業者のホームページをプリントアウトしたもの、本社・本店の所在地が記載された会社パンフレット等
【市外に本社・本店を有する事業者の場合】 <input type="checkbox"/> 登録しようとする製品や資材の品目が市内の工場で生産されていることを確認できる書類（※）	例) 市内の工場からの出荷伝票の写し、製造地が記載された製品や資材のパフレット等

（※）例えば、市外に本社・本店を有する事業者が家庭用エアコン（複数の機種）を市産品として申請する場合、個別機種ごとではなく、家庭用エアコンという品目が市内の工場で生産されていることを確認できれば結構です。

（和歌山市市産品登録品目明細書の提出の必要有無について）



2 「和歌山市市産品登録申請書」の記載方法について

「1 事業者の情報」記載欄について

別記様式第1号（第3条関係）

和歌山市市産品登録申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住 所
名 称
代表者氏名 ㊟

和歌山市市産品として登録を受けたいので、和歌山市市産品登録制度実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 事業者の情報

●ホームページがなくてもフェイスブックやツイッターなどで事業者の情報を掲載しているページ等がある場合は、そのアドレスをご記入ください。

担当部署名	
担当部署所在地	
担当者名	
連絡	電話： FAX： E-mail：
ホームページ	無・有（有の場合） （アドレス）http://
製造品による分類 （あてはまるものに○をつけて下さい。複数選択可。）	（1）完成品製造事業者 （2）部品又は素材（建設資材を除く。）製造事業者 （3）建設資材製造事業者

注） 「完成品」「部品又は素材」は市の各課において優先的に購入する対象となり、「建設資材」は市が発注する工事において優先的に活用する対象となります。
いずれにおいても対象となりえる製品を登録する場合、製造している完成品と部品の両方を登録する場合等は複数の分類を選択してください。

注意事項 ホームページアドレスは、ホームページ内からのリンク先となります。

【用語の定義】

- （1）「完成品」…一般的に最終生産品とされるもの
（例）加工飲食料品、家電、家具、被服など
- （2）「部品又は素材」…最終生産品を製造する過程で使われるもの
（例）ボルト・ナット、半導体、液晶パネルなど
- （3）「建設資材」…部品又は素材のうち建設工事に用いられるもの
（例）コンクリートブロック、シャッター、断熱材など

「2 製品又は資材の情報」記載欄について

2 製品又は資材の情報																																				
製造品による分類 (あてはまるもの <u>1つ</u> に○をつけて下さい。)		(1) 完成品製造事業者 (2) 部品又は素材 (建設資材を除く。) 製造事業者 (3) 建設資材製造事業者																																		
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">分類番号</th> <th rowspan="2">製品又は資材の品目名</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		分類番号		製品又は資材の品目名	備考	大分類	小分類																													
分類番号		製品又は資材の品目名	備考																																	
大分類	小分類																																			

- 個別製品名ではなく、できるだけわかりやすい(市民向けに伝わりやすい)一般的な名称を記載してください。
- 例えば、家庭用エアコンである製品名「A」という製品を製造している場合、品目名欄には「家庭用エアコン」と記載することになります。
- 次ページ (P.4) に記載例を掲載しています。

●申請書の「2 製品又は資材の情報」については、製造品による分類1つにつき1枚作成していただきます。そのため、「製造品による分類」はあてはまるもの1つを選択してください。

(例えば、完成品と建設資材の両方にあてはまるものを市産品として登録しようとする場合は完成品用で1枚、建設資材用で1枚作成していただく必要があります。)

●分類番号を記載する際に使用する分類表は3種類(別表第1～第3、当該資料P.7～11)あります。下記のように、登録しようとする製品や資材によって分類表を選択し、大分類及び小分類に該当する番号(記号)を記載してください。

【使用する分類表】

「完成品」	→ 別表第1 (P.7)
「部品又は素材」	→ 別表第2 (P.8)
「建設資材」	→ 別表第3 (P.9～11)

●別表第2については大分類のみで小分類がないため、大分類記載欄のみ記載していただき、小分類記載欄は空白のままにしてください。

注意事項

- 1 2製品又は資材の情報は、「製造品による分類」1つにつき1枚ずつ記入してください。
- 2 本社又は本店を市外に有する場合は、市内の工場で製造している品目のみを記入してください。
- 3 分類番号は「製造品による分類」により、別表第1から別表第3までに従って記入してください。
- 4 品目名は和歌山市ホームページ内に掲載されますので、できるだけわかりやすい名称を記載してください。
- 5 特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権に関して法令に定められた権利の帰属について、法律上の争いが生じているものについては登録できません。
- 6 本制度への登録をもって、市が当該市産品及び製造を行う事業者に対し、認定、許可、認可、推薦、後援、その他の資格や品質保証を与えるものではありません。また、本制度をきっかけに発生した受発注等の取引については、当事者同士の責任において行うものとし、市は何ら関与いたしません。

【記載例】

・エアコンなどの機械製品（完成品）を製造する事業者の場合

分類番号		製品又は資材の品目名	備考
大分類	小分類		
3	1	家庭用エアコン	
3	1	家庭用空気清浄機	
8		業務用冷凍庫	

・化学製品（部品・素材）を製造する事業者の場合

分類番号		製品又は資材の品目名	備考
大分類	小分類		
8		繊維仕上加工剤	
8		染料中間物	
8		界面活性剤	

・セメントなどの資材（建設資材）を製造する事業者の場合

分類番号		製品又は資材の品目名	備考
大分類	小分類		
A	3	セメント	
A	4	コンクリート改質材	
A	9	路面表示用塗料	

※ 品目名を記載しているのは一例です。申請される製品や資材により、例に記載されていない品目名（よりわかりやすい品目名など）をご使用いただいても構いません。

3 「和歌山市市産品登録品目明細書」の記載方法について（提出する必要がある場合のみ）

登録品目明細書には、製品名、型番・規格等といった申請書に記入した品目のより詳細な内容を記入してください。また、品目明細書の分類番号欄と品目名欄は申請書の記載内容と同じにしてください。

和歌山市市産品登録品目明細書

年 月 日

(申請者名)

申請書と同じ内容を記載してください。

No.	分類番号		品目名	製品名	型番・規格等	補足説明
	大分類	小分類				
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

- 製品名、型番・規格等のより詳細な内容について記載してください。
- 次ページ（P.6）に記載例を掲載しています。

注意事項
 この表は、登録市産品を和歌山市が購入・活用する際に参考とするものです。登録する製品や資材の製品番号・規格等（または製品の内容等）を記入してください。ただし、商品の発注や工事発注は関係歳出予算の範囲内における各課の需要に基づくため、必ずしも購入・活用を保証するものではありませんのでご留意願います。

【記載例】

= 申請書の記載内容と同じ

・加工食料品（完成品）を製造する事業者の場合

分類番号		品目名	製品名	型番・規格等	補足説明
大分類	小分類				
1	8	羊羹	いろは	200g × 2本/箱 200g × 3本/箱	500円 700円
1	8	羊羹	にほへ	200g × 2本/箱 200g × 3本/箱	1,000円 1,200円
1	10	お茶	●●なお茶	500ml 1.5l 2l	100円 200円 250円

・機械用のネジを製造する事業者の場合

分類番号		品目名	製品名	型番・規格等	補足説明
大分類	小分類				
16		金属製品	なべ頭小ねじ	A-700 三価クロメート	別紙のとおり (寸法・入数・価格等)
16		金属製品	皿頭小ねじ	B-600 三価クロメート	別紙のとおり (寸法・入数・価格等)
16		金属製品	皿頭タッピングねじ	C-800 ステンレス (SUS304)	別紙のとおり (寸法・入数・価格等)

・コンクリートやマンホール（建設資材）を製造する事業者の場合

分類番号		品目名	製品名	型番・規格等	補足説明
大分類	小分類				
A	1	鉄筋コンクリート用棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼A	JIS G3112 サイズ D10/D13/D16	SD295A/SD345 SD390/SD490
A	3	L型擁壁	L型擁壁B	H=600-3, 500mm	
B	6	組立マンホール	組立マンホールC	円形 0-3号 角形 1,500 × 1,500 ほか	日本下水道協会認定

※ 製品名、型番・規格等、補足説明に記載しているのは一例です。申請される製品や資材により、記載内容を調整していただいて構いません。

別表第1（第3条関係） 完成品の分類表

分類番号		主な製品例
大分類	小分類	
1 加工飲食料品	1 穀物	米、パン、もち、めん類等
	2 魚介類	塩干、魚介加工品等
	3 肉類	ハム、ソーセージ、ベーコン等
	4 乳卵類	牛乳、ヨーグルト、バター、チーズ等
	5 野菜・海藻	乾物、大豆加工品、こんにゃく、梅干し、漬物等
	6 果物	缶詰、干し柿等
	7 油脂・調味料	食用油、しょうゆ、みそ、ケチャップ、ジャム等
	8 菓子類	まんじゅう、ケーキ、ゼリー、せんべい等
	9 調理食品	弁当、調理パン、そうざい等
	10 飲料	茶、コーヒー、ジュース等
	11 酒類	清酒、ビール、ワイン等
	12 その他	
2 住居	1 設備修繕・維持	システムキッチン、畳、建具、庭石等
	2 その他	
3 家具・家事用品	1 家庭用耐久財	電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、たんす、戸棚等
	2 室内装備・装飾品	照明器具、カーテン、じゅうたん等
	3 寝具類	布団、ベッド等
	4 家事雑貨	茶碗、箸、台所用品、タオル等
	5 家事用消耗品	ティッシュペーパー、台所・住居用洗剤、ポリ袋等
	6 その他	
4 被服及び履物	1 和服	着物、帯等
	2 洋服	背広、ズボン、コート、婦人服、スカート等
	3 シャツ・セーター類	ワイシャツ、ブラウス、セーター等
	4 下着類	下着、寝巻き等
	5 生地・糸類	生地、糸類等
	6 他の被服	帽子、マフラー、ストール、ネクタイ、羽織ひも等
	7 履物類	靴、サンダル等
	8 その他	
5 保健医療	1 医薬品	薬等
	2 健康保持用摂取品	青汁、クロレラ加工食品、プルーンエキス食品等
	3 保健医療用品・器具	眼鏡、コンタクトレンズ、車椅子等
	4 その他	
6 交通・通信	1 自動車等及び関連用品	自動車、自動車等関連商品等
	2 通信	携帯電話、無線機等
	3 その他	
7 教養娯楽	1 教養娯楽用耐久財	テレビ、パソコン、カメラ、机等
	2 教養娯楽用品	文房具、運動用品、音楽・映像用未使用メディア等
	3 玩具	テレビゲーム機、ゲームソフト、その他玩具類
	4 書籍・他の印刷物	新聞、本、カレンダー等
	5 その他	
8 業務用機械		印刷機械、繊維機械、事務用機械等
9 その他		

別表第2（第3条関係） 部品又は素材（建設資材を除く。）製造事業者用の分類表

分類番号	主な製品例
大分類	
1 加工食料品	最終製品の製造事業者向け原材料等
2 飲料・たばこ・飼料	最終製品の製造事業者向け原材料等
3 繊維工業品	織物機械染色、染色整理等
4 木材・木製品	製材、特殊製材等
5 家具・装備品	マットレス、カーテン部品等
6 パルプ・紙・紙加工品	パルプ、紙製衛生材料、セロファン等
7 印刷・同関連品	印刷、製版、製本等
8 化学工業製品	有機化学工業製品、合成染料、有機顔料等
9 石油製品・石炭製品	石油精製品、潤滑油・グリース等
10 プラスチック製品	プラスチック板・棒・管等
11 ゴム製品	ゴムベルト、ゴムホース、タイヤチューブ等
12 なめし皮・同製品・毛皮	なめし皮、毛皮、革製履物用材料等
13 窯業・土石製品	ガラス製加工素材、セメント等
14 鉄鋼	製鉄、製鋼、鋳物、鉄スクラップ加工等
15 非鉄金属	非鉄金属の精錬・精製等
16 金属製品	製缶板金、金属製品塗装等
17 はん用機械器具	ボイラ、送風機、冷凍機の部分品等
18 生産用機械器具	繊維機械、食品機械、印刷機械の部分品等
19 業務用機械器具	事務用機械、娯楽用機械、光学機械の部分品等
20 電子部品・デバイス・電子回路	電子回路基板、電子管等
21 電気機械器具	配電盤、分電盤、電子応用装置の部分品等
22 情報通信機械器具	携帯電話、デジタルカメラ、パソコンの部分品等
23 輸送用機械器具	自動車、船舶の部分品等
24 その他の製品	

別表第3（第3条関係） 建設資材製造事業者用の分類表

分類番号		主な資材例
大分類	小分類	
A 共通資材	1 鋼材	異形棒鋼、H形鋼、等辺山形鋼、厚鋼板等
	2 鋼材二次製品・非鉄金属	カラー亜鉛鉄板、亜鉛メッキ鉄線、ボルト、ナット等
	3 セメント・生コン	セメント、レディーミクストコンクリート等
	4 コンクリート混和材(剤)料	A E 剤、減水剤、凝結遅延剤、コンクリート改質剤等
	5 骨材	コンクリート用骨材、砂、砕石、再生砕石等
	6 コンクリート二次製品	PHCパイプ、SCパイプ、遠心力鉄筋コンクリート杭、コンクリート矢板等
	7 木材	仮設用材、土木用材、角材、合成木材等
	8 仮設材	枠組足場、仮囲い、各種型枠、スペーサー、ブルーシート、防塵ネット、土のう、覆工板等
	9 接着剤・塗料	接着剤、塗料、路面表示用塗料等
	10 改良土	粒状改良土、石灰改良土（材）、セメント系改良材、固化材等
B 土木資材	1 道路舗装用材料類	ストレートアスファルトアスファルト混合物、常温合材、乳剤、塩化カルシウム等
	2 道路交通安全施設材料類	視線誘導標、道路標識、ガードレール、防護柵、遮音壁、保安用品等
	3 道路用コンクリート製品	歩車道境界ブロック、鉄筋コンクリートL/U形、ロングU、円形水路、側溝蓋、コンクリート境界杭等
	4 その他道路用材	張出歩道、集水柵、グレーチング、道路鋸、インターロッキングブロック、点字誘導ブロック等
	5 土地改良材	鉄筋コンクリートフリーム、U形プレハブ水路、各種水路等
	6 上・下水道用材	ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管、マンホール、ボックスカルバート、ヒューム管、継手、バルブ、足掛金物等
	7 橋梁用材	桁、支承、橋梁用床版、伸縮装置、PC鋼棒等
	8 河川港湾用材	鋼製スリットダム、蛇籠、籠マット、タイロッド等
	9 一般土木用材	L型擁壁、積ブロック、魚巣ブロック、落石防護柵、軽量盛土、目地材、遮水シート等
	10 造園緑化材	各種樹木、芝、種子、擬木、ベンチ、遊具等
C 建築資材	1 組積・PC板	建築用（化粧）コンクリートブロック、PC板等
	2 防水材	防水材、シーリング材等
	3 石材	建築用石材、大理石等
	4 タイル	内外装タイル、大型陶板等
	5 屋根材	瓦、波板、雨どい等
	6 建築金物	エキスパンションジョイント、ルーフトレイン、鋼製下地材、物干等
	7 左官材	モルタル、モルタル接着増強剤等
	8 仕上げ塗材	複層塗材、外装薄塗材、内装薄塗材等

	9 金属製建具	シャッター、アルミサッシ、防音パネル等
	10 木製建具	障子、フラッシュ戸、ふすま等
	11 建具金具	扉金物、扉錠、取手等
	12 ガラス	網入板ガラス、強化ガラス等
	13 内・外装材	フローリング、畳材料、カーペット、石膏ボード、断熱材、カーテン等
	14 避難設備器具	避難用ハッチ、避難用はしご、救助袋等
	15 外溝材	フェンス、大型門扉、組立車庫、防風ネット等
D 電気設備	1 電線・ケーブル・配線材料	E M - I E 電線、通信用ケーブル、電力ケーブル、絶縁材料等
	2 配線管類	電線管、波付硬質合成樹脂管、各種トラフ等
	3 盤類・電力機器	受配電盤、分電盤変圧器、コンデンサ、ブレーカ、各種ボックス等
	4 配線器具	タンブラスイッチ、コンセント、自動点滅器、各種配線器具等
	5 照明器具	公共施設用照明器具、安定器、テーパーポール等
	6 通信情報設備	構内情報通信網装置、映像音響装置、自動火災報知器等
	7 避雷設備・接地極・構内電線路	避雷設備、アース棒、電柱、柱上変圧器等
	8 静止形電源設備	直流電源装置、交流無停電電源装置、バッテリー等
	9 発電設備	発電機、原動機（エンジン）、太陽電池等
	10 中央監視制御設備	中央監視制御装置等
	11 昇降機設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等
E 機械設備	1 管類・配線付属品	各種鋼管、合成樹脂管、ライニング管、継手類、弁類、フレキシブルジョイント、ストレーナ、計器類等
	2 保温・保冷材	各種保温材、外装材、消音エルボ等
	3 ポンプ	空調用ポンプ、給水ポンプ、オイルポンプ、揚水ポンプ、循環ポンプ、水中モーターポンプ等
	4 空調機器・送風機	ボイラ、空気清浄装置、全熱交換機、放熱器、各種送風機等
	5 ダクト・制気口ダンパー	各種ダクト、ウェザーカバー、排気フード、風量測定口、温度計、各種ダンパー、定風量ユニット等
	6 衛生器具	衛生陶器、水栓金具、手すり、鏡、化粧棚等
	7 排水金具	トラップ、掃除口、排水金具、通気金具、グリース阻集器等
	8 給湯ボイラ・湯沸器	給湯ボイラ、湯沸器、電気湯沸器等
	9 自動制御設備	空調用自動制御装置、自動制御盤、中央監視装置、電気計装用機材（電線、電線管類）等
	10 消火設備	屋内及び屋外消火栓箱、連結送水管、スプリンクラー、ガス消火設備、泡消火設備等
	11 タンク類	還水タンク、熱交換機、膨張タンク、オイルタンク、ヘッダー、FRP製・鋼板製タンク（受水槽）等

1 2	厨房機器	流し、作業台、戸棚、棚、レンジ、コンロ、フライヤー、炊飯器等
1 3	ガス設備	都市ガス設備、液化石油ガス設備等
1 4	浄化槽・上下水道用設備	ユニット型し尿浄化槽（本体及び機材）、現場施工型浄化槽（機材）、上下水道設備（水処理、汚泥処理、焼却設備）※機材：スクリーン、破砕装置、ポンプなど
1 5	柵及びふた	弁柵、弁きょう、量水器柵、インバート柵、ため柵、マンホール蓋、弁柵蓋等
F	その他	